

2013年3月11日の同時提訴にあたっての共同声明

2011年3月11日の福島第1原子力発電所事故から、まもなく2年が経とうとしているが、福島県民をはじめとする周辺住民の被害は今も継続している。

16万人以上といわれる避難者は、今後の展望を得られないまま、仮設住宅での不自由な生活と先行きの不安に悩み続けている。また数十万人にのぼる周辺住民が、年間20ミリシーベルトという政府の定めた避難指示基準の下で、放射線傷害の防止に係る「管理区域」基準（3ヶ月間1.3ミリシーベルト）を大きく上回る線量の被ばくにさらされた生活を日々強いられ、これによる影響のストレスと不安に脅えている。

このような被害は、憲法によって保障される基本的人権の侵害である幸福追求権（憲法13条）によって保障される生命・身体・自由、居住移転の自由（同22条）、職業選択の自由、そして生存権（同25条）など、様々な基本権が蹂躪されている。これらの被害は、安全の確保を怠り利潤追及に走った東京電力と、原発推進政策のもと、必要な規制を怠った国によってもたらされたのであり、東電と国に責任がある。

そして、東電の行う現在の賠償スキームは「加害者」が一方的に定め、被害者に妥協を強いるものであり、被害者の生活再建に到底見合ったものでない。また、原状回復・生活再建に向けた諸施策もほとんど行われないうままである。

そこで、各地に避難している被害者や、今も被ばくに脅えながら生活することを余儀なくされている地域住民は、来る3月11日を期して、それぞれ一致団結して、東電と国を被告として、その責任を追及する訴訟を同時に提起することにした。首都圏や千葉県などで避難生活を続ける避難者、福島県内及び隣接県で生活している地域住民らは、それぞれ、避難生活による被害の回復、故郷喪失による被害の回復、あるいは地域の原状回復、そして放射線量が事故前の状態になるまでの精神的苦痛に対する賠償など、原状回復と完全賠償を求める訴訟を提起する。

これら被害原告らは、今後互いに協力し合い、励まし合いながら、東電と国の責任を明らかにし、被害の救済がなされるまで闘っていくことを決意し、早期の司法的救済を要求するものである。

2013年3月7日

福島原発被害首都圏弁護団

原発被害救済千葉県弁護団

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団

福島原発被害弁護団